

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に
当たるときは、
翌日)

目 次

◇規 則
鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年十一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七十五号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正す

る規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表の第一種県営住宅の表の富士見町の項から上井第一の項までを次のように改める。

富士見町	一〇、三〇〇円
湯所町第一	一〇、九〇〇円
日ノ出町	一〇、九〇〇円
明治町第一	九、二〇〇円
明治町第二	九、二〇〇円
皆生第一	一九、四〇〇円
皆生第二	一九、四〇〇円
花町	九、四〇〇円
川下町	一〇、〇〇〇円
皆生第三	一九、六〇〇円
皆生第四	一九、六〇〇円
薬師町第二	一〇、〇〇〇円
福吉町	九、二〇〇円
湖山町第一	一七、三〇〇円
住吉第一	一七、八〇〇円
湖山町第三	一八、六〇〇円
湖山町第四	一七、三〇〇円
高松第三	九、二〇〇円

福原第三	九、五〇〇円
東浜第一	一八、九〇〇円
東浜第二	一七、一〇〇円
東浜第三	一八、九〇〇円
東浜第四	一七、一〇〇円
三柳第一	一一、四〇〇円
誠道第一	一〇、四〇〇円
誠道第二	一七、四〇〇円
東伯第一	一〇、四〇〇円
誠道第三	第二十五号及び第二十六号の住宅 第二十七号及び第二十八号の住宅 第三十一号及び第三十二号の住宅 第三十五号及び第三十六号の住宅
浜坂第一	一一、四〇〇円
上井第一	一〇、六〇〇円
別表の第一種県営住宅の表の上井第三の項を次のように改める。	一〇、六〇〇円
上井第三	一〇、六〇〇円
別表の第一種県営住宅の表の三柳第六の項から青木第九の項までを次のように改める。	
三柳第六	一一、五〇〇円
上井第五	九、六〇〇円
浜坂第七	七、九〇〇円

三柳第十一	第七十一号から第七十八号まで、第八十六号から第九十三号まで及び第八号から第九十六号までの住宅	一一、七〇〇円
誠道第五	第五十五号から第五十八号までの住宅 第五十九号及び第六十号の住宅	一〇、七〇〇円 一九、三〇〇円
上井第七		九、六〇〇円
三柳第十四		九、七〇〇円
誠道第七	第七十一号及び第七十二号の住宅 第七十五号及び第七十六号の住宅	一九、三〇〇円 七、五〇〇円
上粟島第一		一一、九〇〇円
浜坂第九		九、六〇〇円
浜坂第十一		九、六〇〇円
福守第一		九、六〇〇円
上粟島第二	第四十九号から第五十四号まで、第六十一号から第六十七号まで及び第七十五号から第九十号までの住宅 第五十五号から第六十号まで及び第六十八号から第七十四号までの住宅	九、八〇〇円 一六、九〇〇円
上粟島第四		一一、三〇〇円
福守第三		一〇、三〇〇円
上粟島第五		一〇、四〇〇円
上粟島第六	第八十一号から第九十六号までの住宅 第九十七号から第二百一十号までの住宅	一〇、四〇〇円 一七、四〇〇円
面影第一		一〇、七〇〇円
面影第二		一一、八〇〇円
上粟島第七		一一、八〇〇円

境港第一	一三、一〇〇円
福守第五	一一、八〇〇円
面影第三	一一、一〇〇円
面影第四	一三、三〇〇円
面影第五	一二、一〇〇円
網代港第二	一三、九〇〇円
河崎	第一号から第六号まで及び第五十四号から第六十号までの住宅
	第七号から第五十三号までの住宅
境港第二	一一、七〇〇円
面影第六	一四、一〇〇円
福守第六	一三、六〇〇円
末恒第一	一五、一〇〇円
緑が丘第一	一七、三〇〇円
赤碓港第二	一四、一〇〇円
青木第一	一五、五〇〇円
余子第一	一七、三〇〇円
末恒第二	一四、七〇〇円
緑が丘第三	一九、三〇〇円
青木第二	一六、三〇〇円
末恒第三	二〇、一〇〇円
米田第一	二〇、〇〇〇円
青木第三	一八、一〇〇円
余子第二	二〇、二〇〇円
	一八、二〇〇円

別表の第一種県営住宅の表の湯所町第二の項から丸山の項までを次のように改める。

末恒第四	二二、六〇〇円
米田第二	二一、一〇〇円
青木第四	二三、〇〇〇円
余子第三	二一、四〇〇円
余子第四	二二、四〇〇円
緑が丘第四	二一、五〇〇円
青木第五	二三、〇〇〇円
末恒第五	二四、三〇〇円
緑が丘第五	二二、四〇〇円
末恒第六	二四、三〇〇円
青木第六	二三、五〇〇円
和田第一	二四、六〇〇円
余子第五	二三、〇〇〇円
末恒第七	二六、一〇〇円
和田第二	二五、九〇〇円
青木第七	二五、四〇〇円
青木第八	二五、四〇〇円
青木第九	二五、四〇〇円
湯所町第二	六、五〇〇円
湯所町第三	六、五〇〇円

のように改める。

別表の第二種県営住宅の表の八幡第三の項から浜の上第二の項までを次のように改める。

東町		六、五〇〇円
薬師町第一		六、五〇〇円
湯所町第四		六、九〇〇円
馬場町		六、五〇〇円
湖山町第二		一三、一〇〇円
清水		一三、〇〇〇円
高松第一		五、九〇〇円
高松第二		七、〇〇〇円
住吉第二		一四、二〇〇円
住吉第三	第一号、第二号、第四号及び第五号の住宅	一三、三〇〇円
	第三号及び第六号の住宅	九、二〇〇円
湖山町第五		一五、二〇〇円
高松第四	第二十一号及び第二十二号の住宅	一四、七〇〇円
	第二十三号から第二十六号までの住宅	七、四〇〇円
福原第一		八、二〇〇円
高松第五	第二十七号から第三十号までの住宅	七、四〇〇円
	第三十一号から第四十二号までの住宅	五、四〇〇円
福原第二	第十九号から第二十四号までの住宅	七、六〇〇円
	第二十五号から第三十六号までの住宅	一三、四〇〇円
八幡第一		一六、八〇〇円
丸山		八、四〇〇円

八幡第三		七、六〇〇円
東浜第五		一四、〇〇〇円
八幡第四		七、四〇〇円
八幡第五		七、八〇〇円
東浜第六		九、四〇〇円
三柳第二		八、四〇〇円
三柳第三		一四、五〇〇円
東伯第二		七、七〇〇円
美穂第一		八、〇〇〇円
三柳第四		八、五〇〇円
三柳第五	第三十七号から第四十二号までの住宅	一五、五〇〇円
	第四十三号から第四十五号までの住宅	八、四〇〇円
誠道第四	第四十九号から第五十四号までの住宅	一五、九〇〇円
	第四十九号から第五十四号までの住宅	一四、一〇〇円
上井第二		八、五〇〇円
浜坂第三	第四十九号及び第五十四号の住宅	一一、〇〇〇円
	第五十号から第五十三号まで及び第五十五号の住宅	一六、九〇〇円
上井第四		八、五〇〇円
網代港第一		八、〇〇〇円
美穂第二		八、〇〇〇円
三明寺		八、〇〇〇円
高城第一		八、五〇〇円
三柳第七		八、五〇〇円

三柳第八	八、四〇〇円
陰田第一	八、五〇〇円
浜坂第五	一六、三〇〇円
第百十三号、第百十四号及び第百十六号から第百十八号までの住宅	一〇、五〇〇円
第百十五号の住宅	八、六〇〇円
第百七号から第百十号までの住宅	一六、五〇〇円
第百十一号及び第百十二号の住宅	八、二〇〇円
上井第六	八、二〇〇円
三柳第九	八、六〇〇円
三柳第十	八、五〇〇円
倉田	八、二〇〇円
国中	八、二〇〇円
智頭第一	八、一〇〇円
賀露港	八、九〇〇円
三柳第十二	八、一〇〇円
第百四十三号から第百四十六号まで及び第百五十五号から第百五十八号までの住宅	五、七〇〇円
第百四十七号から第百五十四号までの住宅	八、六〇〇円
誠道第六	八、二〇〇円
陰田第二	八、一〇〇円
浜坂第八	八、三〇〇円
上井第八	八、一〇〇円
三柳第十三	八、三〇〇円
三柳第十五	五、九〇〇円
西郷	第一号から第三号まで及び第五号の住宅

浦安第一	第六号から第九号までの住宅	八、三〇〇円
浜坂第十	八、一〇〇円	
宇倍野第一	八、三〇〇円	
手間	八、三〇〇円	
赤碓港第一	八、九〇〇円	
寿	八、〇〇〇円	
浜坂第十二	八、二〇〇円	
福守第二	七、八〇〇円	
上粟島第三	第九十一号から第九十八号までの住宅	八、一〇〇円
第九十九号から第百六号までの住宅	五、八〇〇円	
美穂第三	第一号から第七号までの住宅	五、九〇〇円
第八号から第十四号までの住宅	八、三〇〇円	
宇倍野第二	八、三〇〇円	
田後港	八、四〇〇円	
八東第一	第一号から第三号まで及び第五号の住宅	一三、九〇〇円
第六号の住宅	一七、二〇〇円	
栄第一	八、三〇〇円	
成美第一	八、三〇〇円	
高草第一	八、五〇〇円	
智頭第二	八、一〇〇円	
福守第四	八、一〇〇円	
泊港	九、七〇〇円	

宝木	八、三〇〇円
庄内	八、一〇〇円
高草第二	一〇、〇〇〇円
隼第一	九、一〇〇円
東郷	九、一〇〇円
浦安第二	九、一〇〇円
成美第二	八、八〇〇円
高草第三	一一、六〇〇円
白浜	一五、〇〇〇円
緑が丘第二	一一、四〇〇円
小鴨	第一号から第九号までの住宅
	第十号から第十三号までの住宅
浦安第三	一〇、七〇〇円
成美第三	一〇、四〇〇円
西品治第一	一〇、〇〇〇円
高山第一	一五、一〇〇円
北野	一五、〇〇〇円
浦安第四	一三、五〇〇円
伯南	一三、六〇〇円
西品治第一	一三、〇〇〇円
高山第二	一八、七〇〇円
五輪第一	一五、三〇〇円
緑町第三	一六、〇〇〇円
緑町第三	一七、〇〇〇円

ひばりが丘第四	一六、五〇〇円
浜の上第一	一四、〇〇〇円
国安南	一七、三〇〇円
五輪第二	一六、八〇〇円
法勝寺第一	一五、三〇〇円
浜の上第二	一六、二〇〇円

別表の第二種県営住宅の表の緑町第四の項から船岡の項までを次のように改める。

緑町第四	一九、七〇〇円
高草第四	二〇、三〇〇円
船岡	一六、五〇〇円

別表の第二種県営住宅の表の栄第二の項を次のように改める。

栄第二	一六、五〇〇円
-----	---------

附 則

1 この規則は、昭和五十九年一月一日から施行する。

2 この規則の施行の日の前日において現に次の表の上欄に掲げる県営住宅に入居している者に係る当該県営住宅の家賃については、昭和五十九年一月一日から同年十二月三十一日までの期間は、改正後の鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別表の規定にかかわらず、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

種類及び団地名	家賃
富士見町	九、一〇〇円

第 一 種 県 営 住 宅

湯所町第一	一〇、二〇〇円
日ノ出町	一〇、二〇〇円
明治町第一	八、六〇〇円
明治町第二	八、六〇〇円
皆生第一	一九、一〇〇円
皆生第二	一九、一〇〇円
花町	八、八〇〇円
川下町	九、三〇〇円
皆生第三	一九、五〇〇円
皆生第四	一九、五〇〇円
葉師町第二	九、三〇〇円
福吉町	八、六〇〇円
湖山町第一	一六、五〇〇円
住吉第一	一七、二〇〇円
湖山町第三	一八、二〇〇円
湖山町第四	一六、五〇〇円
高松第三	八、五〇〇円
福原第三	八、八〇〇円
東浜第一	一八、六〇〇円
東浜第二	一六、二〇〇円
東浜第三	一八、六〇〇円
東浜第四	一六、二〇〇円
三柳第一	一〇、五〇〇円

誠道第一	九、六〇〇円
誠道第二	一六、六〇〇円
東伯第一	九、六〇〇円
誠道第三	一八、六〇〇円
浜坂第一	一九、〇〇〇円
上井第一	九、七〇〇円
上井第三	九、八〇〇円
三柳第六	一〇、六〇〇円
上井第五	九、一〇〇円
浜坂第七	九、八〇〇円
三柳第十一	一〇、八〇〇円
誠道第五	九、八〇〇円
上井第七	九、一〇〇円
三柳第十四	九、一〇〇円
誠道第七	一九、〇〇〇円
上栗島第一	一一、一〇〇円
浜坂第九	九、一〇〇円
浜坂第十一	九、一〇〇円
福守第一	九、一〇〇円
誠道第一	九、六〇〇円
誠道第二	一六、六〇〇円
誠道第三	一八、六〇〇円
誠道第四	一九、〇〇〇円
誠道第五	九、八〇〇円
誠道第六	九、一〇〇円
誠道第七	一九、〇〇〇円
誠道第八	一一、一〇〇円
誠道第九	九、一〇〇円
誠道第十	九、一〇〇円
誠道第十一	九、一〇〇円
誠道第十二	九、一〇〇円
誠道第十三	九、一〇〇円
誠道第十四	九、一〇〇円
誠道第十五	九、一〇〇円
誠道第十六	九、一〇〇円
誠道第十七	九、一〇〇円
誠道第十八	九、一〇〇円
誠道第十九	九、一〇〇円
誠道第二十	九、一〇〇円
誠道第二十一	九、一〇〇円
誠道第二十二	九、一〇〇円
誠道第二十三	九、一〇〇円
誠道第二十四	九、一〇〇円
誠道第二十五	九、一〇〇円
誠道第二十六	九、一〇〇円
誠道第二十七	九、一〇〇円
誠道第二十八	九、一〇〇円
誠道第二十九	九、一〇〇円
誠道第三十	九、一〇〇円
誠道第三十一	九、一〇〇円
誠道第三十二	九、一〇〇円
誠道第三十三	九、一〇〇円
誠道第三十四	九、一〇〇円
誠道第三十五	九、一〇〇円
誠道第三十六	九、一〇〇円
誠道第三十七	九、一〇〇円
誠道第三十八	九、一〇〇円
誠道第三十九	九、一〇〇円
誠道第四十	九、一〇〇円
誠道第四十一	九、一〇〇円
誠道第四十二	九、一〇〇円
誠道第四十三	九、一〇〇円
誠道第四十四	九、一〇〇円
誠道第四十五	九、一〇〇円
誠道第四十六	九、一〇〇円
誠道第四十七	九、一〇〇円
誠道第四十八	九、一〇〇円
誠道第四十九	九、一〇〇円
誠道第五十	九、一〇〇円
誠道第五十一	九、一〇〇円
誠道第五十二	九、一〇〇円
誠道第五十三	九、一〇〇円
誠道第五十四	九、一〇〇円
誠道第五十五	九、一〇〇円
誠道第五十六	九、一〇〇円
誠道第五十七	九、一〇〇円
誠道第五十八	九、一〇〇円
誠道第五十九	九、一〇〇円
誠道第六十	九、一〇〇円
誠道第六十一	九、一〇〇円
誠道第六十二	九、一〇〇円
誠道第六十三	九、一〇〇円
誠道第六十四	九、一〇〇円
誠道第六十五	九、一〇〇円
誠道第六十六	九、一〇〇円
誠道第六十七	九、一〇〇円
誠道第六十八	九、一〇〇円
誠道第六十九	九、一〇〇円
誠道第七十	九、一〇〇円
誠道第七十一	九、一〇〇円
誠道第七十二	九、一〇〇円
誠道第七十三	九、一〇〇円
誠道第七十四	九、一〇〇円
誠道第七十五	九、一〇〇円
誠道第七十六	九、一〇〇円
誠道第七十七	九、一〇〇円
誠道第七十八	九、一〇〇円
誠道第七十九	九、一〇〇円
誠道第八十	九、一〇〇円
誠道第八十一	九、一〇〇円
誠道第八十二	九、一〇〇円
誠道第八十三	九、一〇〇円
誠道第八十四	九、一〇〇円
誠道第八十五	九、一〇〇円
誠道第八十六	九、一〇〇円
誠道第八十七	九、一〇〇円
誠道第八十八	九、一〇〇円
誠道第八十九	九、一〇〇円
誠道第九十	九、一〇〇円
誠道第九十一	九、一〇〇円
誠道第九十二	九、一〇〇円
誠道第九十三	九、一〇〇円
誠道第九十四	九、一〇〇円
誠道第九十五	九、一〇〇円
誠道第九十六	九、一〇〇円
誠道第九十七	九、一〇〇円
誠道第九十八	九、一〇〇円
誠道第九十九	九、一〇〇円
誠道第一百	九、一〇〇円

上粟島第二	第四十九号から第五十四号まで、 第六十一号から第六十七号まで及 び第七十五号から第九十号までの 住宅	九、二〇〇円
上粟島第四	第六十五号から第六十号まで及び 第六十八号から第七十四号までの 住宅	一六、〇〇〇円
福守第三		一一、五〇〇円
上粟島第五		九、六〇〇円
上粟島第六	第九、七〇〇円	九、七〇〇円
面影第一	第九、七〇〇円	一六、六〇〇円
面影第二	第九、七〇〇円	一〇、〇〇〇円
上粟島第七	第九、七〇〇円	一一、〇〇〇円
境港第一	一一、三〇〇円	一一、三〇〇円
福守第五	一一、三〇〇円	一一、三〇〇円
面影第三	一一、六〇〇円	一一、六〇〇円
面影第四	一一、六〇〇円	一一、六〇〇円
面影第五	一一、六〇〇円	一一、六〇〇円
網代港第二	一一、三〇〇円	一一、三〇〇円
河崎	第七号から第五十三号までの住宅	一一、二〇〇円
境港第二		一一、六〇〇円
面影第六		一一、〇〇〇円
福守第六		一四、八〇〇円
赤碓港第二		一五、三〇〇円

湯所町第二		五、六〇〇円
湯所町第三		五、六〇〇円
東町		五、六〇〇円
葉師町第一		五、六〇〇円
湯所町第四		六、一〇〇円
馬場町		五、六〇〇円
湖山町第二		一一、六〇〇円
清水		一一、五〇〇円
高松第一		五、六〇〇円
高松第二		六、二〇〇円
住吉第二	第一号、第二号、第四号及び第五 号の住宅	一一、八〇〇円
住吉第三	第三号及び第六号の住宅	八、五〇〇円
湖山町第五		一五、〇〇〇円
高松第四	第二十一号及び第二十二号の住宅	一四、三〇〇円
高松第五	第二十三号から第二十六号までの 住宅	六、七〇〇円
福原第一	第二十七号から第三十号までの住 宅	八、〇〇〇円
福原第二	第十九号から第二十四号までの住 宅	六、八〇〇円
丸山	第二十五号から第三十六号までの 住宅	一一、〇〇〇円
八幡第三		七、六〇〇円
東浜第五		六、八〇〇円

八幡第四	六、三〇〇円
八幡第五	七、〇〇〇円
東浜第六	八、八〇〇円
三柳第二	七、五〇〇円
三柳第三	一四、一〇〇円
東伯第二	六、六〇〇円
美穂第一	七、〇〇〇円
三柳第四	七、六〇〇円
三柳第五	一五、三〇〇円
誠道第四	第三十七号から第四十二号までの住宅
	第四十三号から第四十五号までの住宅
	第四十九号から第五十四号までの住宅
上井第二	七、六〇〇円
浜坂第三	一〇、七〇〇円
上井第四	七、六〇〇円
網代港第一	六、八〇〇円
美穂第二	七、〇〇〇円
三明寺	七、〇〇〇円
高城第一	七、六〇〇円
三柳第七	七、六〇〇円
三柳第八	七、六〇〇円
陰田第一	七、六〇〇円
浜坂第五	一〇、二〇〇円
第百十五号の住宅	

浜坂第六	第七号から第一百十号までの住宅	七、八〇〇円
上井第六		七、二〇〇円
三柳第九		七、八〇〇円
三柳第十		七、七〇〇円
倉田		七、二〇〇円
國中		七、二〇〇円
智頭第一		七、一〇〇円
賀露港		八、五〇〇円
三柳第十二	第百四十三号から第百四十六号まで及び第百五十五号から第百五十八号までの住宅	七、一〇〇円
誠道第六		七、七〇〇円
陰田第二		七、二〇〇円
浜坂第八		七、二〇〇円
上井第八		七、三〇〇円
三柳第十三		七、二〇〇円
三柳第十五		七、三〇〇円
西郷	第六号から第九号までの住宅	七、三〇〇円
浦安第一		七、三〇〇円
浜坂第十		七、二〇〇円
宇倍野第一		七、三〇〇円
手間		七、三〇〇円
赤碓港第一		八、五〇〇円
寿		七、一〇〇円
浜坂第十二		七、三〇〇円

福守第二	第九十一号から第九十八号までの住宅	七、〇〇〇円
上粟島第三	第八号から第十四号までの住宅	七、二〇〇円
美穂第三	第八号から第十四号までの住宅	七、三〇〇円
宇倍野第二		七、三〇〇円
田後港		八、二〇〇円
八東第一	第一号から第三号まで及び第五号の住宅	一三、二〇〇円
栄第一		七、三〇〇円
成美第一		七、三〇〇円
高草第一		七、七〇〇円
智頭第二		七、一〇〇円
福守第四		七、二〇〇円
泊港		九、一〇〇円
宝木		七、三〇〇円
庄内		七、一〇〇円
高草第二		九、一〇〇円
隼第一		八、六〇〇円
東郷		八、六〇〇円
浦安第二		八、六〇〇円
成美第二		八、二〇〇円
高草第三		一一、一〇〇円
緑が丘第二		一〇、八〇〇円
小鴨	第一号から第九号までの住宅	一〇、二〇〇円
浦安第三		九、八〇〇円

成美第三	九、五〇〇円
------	--------

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥取 県 【定価一部一箇月千四百円(送料を含む)】